

【重要事項説明書】

社会福祉法人 専光会
陽のあたる家 ショートステイ

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方々が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 専光会
- (2) 法人所在地 〒721-0926
広島県福山市大門町三丁目7番10号
- (3) 電話番号 084-945-7611
- (4) 代表者氏名 理事長 藤井 徳行
- (5) 設立年月日 平成29年4月1日

2. 事業者の概要

- (1) 指定短期入所生活介護事業所・平成29年4月1日指定
※当事業所は指定介護老人福祉施設に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、短期入所介護に係る介護保険給付対象サービス及び対象外のサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 専光会 陽のあたる家ショートステイ
- (4) 事業所の所在地 福山市大門町三丁目7番10号
- (5) 電話番号 084-945-7611
- (6) ファックス番号 084-945-7612
- (7) 管理者 渡辺 泰典
- (8) 開設年月日 平成29年4月1日
- (9) 営業日 年中無休
- (10) 受付時間 月曜日から日曜日 8:30~17:30
- (11) 利用定員 29名
- (12) 居室の概要

当事業所では3ユニット(2階の「おおらか」、3階の「ほほえみ」、「ほがらか」)毎に以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は全室個室で洗面台を備え、冷暖房完備です。フロアには、食堂、トイレ、浴室(一般浴、特浴)を設置しております。

① 2階短期入所施設ユニット「おおらか」(部屋番号211～219)

居室・設備	室数	備考
居室(1人部屋)	9室	全室ベッド、洗面台、床頭台、冷暖房、ナースコール設置
食堂	1室	フロアに1ヶ所
便所	3室	フロアに3ヶ所
浴室	1室	特養ユニット「やわらぎ」と共同利用となります。
汚物処理室	1室	特養ユニット「やわらぎ」と共同利用となります。
医務室	1室	併設する指定介護老人福祉施設の施設設備を共用します。
厨房	1室	
洗濯室	1室	

② 3階短期入所施設ユニット「ほほえみ」(部屋番号301～310)

居室・設備	室数	備考
居室(1人部屋)	10室	全室ベッド、洗面台、床頭台、冷暖房、ナースコール設置
食堂	1室	フロアに1ヶ所
便所	3室	フロアに3ヶ所
浴室	1室	ユニット「ほがらか」と共同利用となります。
汚物処理室	1室	ユニット「ほがらか」と共同利用となります。
医務室	1室	併設する指定介護老人福祉施設の施設設備を共用します。
厨房	1室	
洗濯室	1室	

③ 3階短期入所施設ユニット「ほがらか」(部屋番号311～320)

居室・設備	室数	備考
居室(1人部屋)	10室	全室ベッド、洗面台、床頭台、冷暖房、ナースコール設置
食堂	1室	フロアに1ヶ所
便所	3室	フロアに3ヶ所
浴室	1室	ユニット「ほほえみ」と共同利用となります。
汚物処理室	1室	ユニット「ほほえみ」と共同利用となります。
医務室	1室	併設する指定介護老人福祉施設の施設設備を共用します。
厨房	1室	
洗濯室	1室	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【配置職員の職種】

管理者：主に従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を行います。

介護職員：ご契約者の日常生活上の介護及び支援、並びに健康保持のための相談・助言を行います。

看護職員：主にご契約者の健康管理や療養上の世話をを行います。

※1ユニット(入所者10名に対し)介護・看護職員合わせて約6名の配置となります。

但し、夜勤体制は介護職員のみへの対応となり2階(1ユニット)「おおらか」に1名、3階(2ユニット)「ほほえみ」、「ほがらか」に1名の対応となります。

【主な職員の配置状況(1ユニット当たり)】

職種	職員数
1. 施設長(管理者)	1名
2. 介護職員	5名
3. 看護職員(ユニット兼務)	1名
4. 生活相談員(特養兼務)	2名
5. 管理栄養士(特養兼務)	1名
6. 嘱託医(特養兼務)	1名

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 介護職員	早出：7:00～16:00 日勤：8:30～17:30 遅出：10:30～19:30 夜勤：17:00～翌9:00 (※20:00～7:00は1人体制です。)
2. 看護職員	日勤：8:30～17:30

4. 提供するサービス内容と利用料金

★短期入所生活介護サービスについて

短期入所生活介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、日常生活上のお世話を行いながら利用者の残存機能の維持・向上およびご契約者のご家族の身体及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

★生活サービスについて

短期入所中は明るく家庭的な雰囲気の中、地域や家族の結びつきを重視し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って援助していきます。

(1) サービス提供の概要

①食事

- 当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況、生活習慣及び嗜好を考慮した食事を提供します。

- ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間の目安)

朝食： 8：00～ 9：00

昼食：12：00～13：00

夕食：18：00～19：00

※外注による食事提供となりますので、目安として上記時間の設定となります。

②入浴

- 入浴又は清拭を一週間に2回行います。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴できます。

③排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ご契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の改善、維持のため、生活リハビリを中心に機能訓練を指導します。

⑤健康管理

- 看護職員が、健康管理を行います。

⑥短期入所生活介護計画

- 利用期間が概ね4日以上連続して利用する場合は、ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護サービス計画書」を作成します。

⑦送迎

- ご希望により9：00～17：00の間で送迎を行います。但し、土曜日・日曜日・祝祭日は終日、送迎を行っておりません。また、送迎の範囲は、福山市区域とします。

(2) 1日あたりのサービス利用料金（重要事項説明書別紙1を参照ください。）

ご契約者の要介護度に応じた介護保険給付額の自己負担額をお支払いください。また、介護保険外で、自己負担して頂く利用料がありますので、別紙の利用料金をご参照ください。

なお、ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払い頂きます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(3) 利用料金のお支払い方法

毎月、月末締め翌月10日頃に請求書を作成し郵送します。

お支払方法については、下記の①、②、③のいずれかをお願いいたします。

①窓口にてお支払の場合

毎月26日までに現金にてお支払ください。

②お振込みの場合

毎月26日までに下記口座にお振込みください。

■振込先：銀行名：広島銀行 福山蔵王支店

科 目：普通 口座番号：3257132

③ご利用者指定口座からの自動振替

毎月26日

(金融機関が休業日の場合は翌営業日の自動振替になります。)

※当施設からの領収書を必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
※利用予定日の前日17時までに利用中止の連絡がない場合
取消料：3,000円(部屋代、食事代相当)

2. その他

(1) 事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡するとともに協力医療機関に状況報告を行い、医師の医学的判断により対応が必要とされる場合は、診療を依頼致します。また、市に事故の概要を連絡し、事故の原因を早急に解明し、再発防止に努めます。

(2) 急変時の対応について

入所利用中、ご契約者に病状の急変があった場合、或いはその他必要に応じ、ご家族に連絡をとり、かかりつけの医師または協力医療機関への受診を依頼します。かかりつけ医への受診はご家族でお願いいたします。なお、症状によっては、ご利用を中止する場合があります。

(3) 利用の解除について

ご契約者が、職員または他の利用者等に対して暴力行為や当施設への破損行為があった場合、或いは利用料の支払いを2ヶ月滞納した場合は、利用を解除・終了いたします。

(4) 洗濯について

洗濯は原則として、家族の方をお願いしております。

(5) その他の注意事項

《利用料金について》

(1) 短期入所生活介護サービスの基本料金

- ① 施設利用料金（介護保険では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）自己負担分は、介護保険給付費（短期入所生活介護サービス費）の1割または2割になります。以下は1日当たりの自己負担分です。

要支援／介護度	短期入所生活介護サービス費 1割負担／（2割負担）
要支援1	508円／（1016円）
要支援2	631円／（1262円）
要介護1	677円／（1354円）
要介護2	743円／（1486円）
要介護3	814円／（1628円）
要介護4	880円／（1760円）
要介護5	946円／（1892円）

- ② 上記以外の諸加算（1日当たり）

・介護職員処遇改善加算Ⅱ（介護サービス費＋諸加算）×6.0%

(2) その他の料金（介護保険給付以外の料金）

- ① 食費（1日当たり）： 1,600円

内訳：朝食 - 400円、昼食 - 600円、おやつ - 100円、夕食 - 500円
但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払い頂く食費の上限となります。

	負担限度額		
	第1段階	第2段階	第3段階
食費	300円	390円	650円

- ② 滞在費（1日当たり）： 1,970円

但し、滞在費（居住費）について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払い頂く滞在費の上限となります。

	負担限度額		
	第1段階	第2段階	第3段階
従来型個室	820円	820円	1310円

- ③ 送迎費用：片道 184円（当事業所が送迎を行った場合）

- ④ 持参の電化製品の電気代：日額1台につき60円（税込）

- ⑤ 理美容代 実費

- ⑥ その他の費用

利用者の選択により希望される特別な食事、日用品等は実費となります。また、証明書等の文書の発行費用等、利用された場合にお支払いいただきます。